

高知県中小企業等外国出願支援事業公募要領

平成30年5月23日

公益財団法人高知県産業振興センター（以下、「センター」という。）では、県内中小企業の海外展開に向けた知財支援の一環として、中小企業の戦略的な外国への特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願、冒認対策商標を促進するため、外国出願に要する費用の一部を補助する「高知県中小企業等外国出願支援事業」を実施する。

1 定義

この要領において、「中小企業者等」とは、中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号に規定する中小企業者、それらの中小企業者で構成されるグループ（構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者）をいう。ただし、地域団体商標に係る外国特許庁等への商標出願については、地域団体商標の登録を受けることができる者のうち、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合、商工会、商工会議所及び特定非営利活動促進法（平成10年3月25日法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）をいう。

2 支援の対象

(1) 高知県内に事業所を有する中小企業者等であって、次の①から⑤の要件を全て満たす者を対象とする。

① 既に日本国特許庁に行っている出願（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和53年法律第30号）第2条に規定する国際出願（以下「PCT出願」という。）を含む。以下「外国特許庁への出願の基礎となる国内出願」という。）であって、次のいずれかに該当する方法により、外国特許庁等へ同一内容の出願（以下「外国特許庁への出願」という。）を行う予定の中小企業者等。

(ア) パリ条約（1900年12月14日にブラッセルで、1911年6月2日にワシントンで、1925年11月6日にヘーグで、1934年6月2日にロンドンで、1958年10月31日にリスボンで及び1967年7月14日にストックホルムで改正され、並びに1979年9月28日に修正された工業所有権の保護に関する1883年3月20日のパリ条約をいう。以下同じ。）等に基づき、同条約第4条の規定によ

る優先権を主張して外国特許庁への出願を行う方法（ただし、商標登録出願の場合には、優先権を主張することを要しない。）

(イ) 1970年6月19日にワシントンで作成された特許協力条約（以下「特許協力条約」という。）に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（PCT国際出願を同国の国内段階に移行する方法）（ダイレクトPCT出願の場合、PCT国際出願時に日本国を指定締約国に含み、国内移行する案件に限る。）

(ウ) 意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定（以下「ハーグ協定」という。）に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（この場合、「既に日本国特許庁に行っている出願」には、ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国とするものを含む。）

(エ) 標章の国際登録に関するマドリッド協定の1989年6月27日にマドリッドで採択された議定書（以下「マドリッド協定議定書」という。）に基づき、外国特許庁への出願を行う方法

- ② 本補助金の交付を受ける外国特許庁への出願と外国特許庁への出願の基礎となる国内出願の出願人名義が同一である中小企業者等。
- ③ 中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領等に定める必要な事項に基づくセンターへの書類提出について、外国特許庁への出願業務を依頼する国内弁理士等（以下「選任弁理人」という。）の協力が得られる中小企業者等又は自ら同業務を現地代理人に直接依頼する場合等において同等の書類を提出できる中小企業者等。
- ④ 国及びセンター等が行う補助事業完了後5年間の状況調査（フォローアップ調査、ヒアリング等）に協力する中小企業者等。
- ⑤ 外国特許庁への出願にあたっては、審査請求が必要なものについては、各国の特許庁が定める期日までに必ず審査請求を行うこと。また、中間応答の必要が生じたものについては、応答すること。ただし、やむを得ない理由により中間応答をせず拒絶審査に至った場合は、その理由を事情説明書等で報告することとする。

3 対象となる経費

補助対象となる経費

経費区分	内容
外国特許庁への出願手数料	外国特許庁への出願に要する経費
現地代理人費用	外国特許庁に出願するための現地代理人に要する経費
国内代理人費用	外国特許庁に出願するための国内代理人に要する経費

翻訳費用	外国特許庁に出願するための翻訳に要する経費
センターが必要と認める費用	

※センターからの交付決定前に外国出願した案件は補助対象外とする。また、交付決定日以前に発生した費用については、補助対象経費としない。

※補助対象経費には、日本国特許庁に支払う費用（PCT国際出願に要する国際出願手数料、ハーグ協定に基づく意匠の国際出願に係る手数料の一部（意匠法（昭和34年法律第125号）第60条の3第1項に規定する国際登録出願に要する送付手数料及び日本国を指定締約国とするために支払う個別指定手数料）及び商標法（昭和34年法律第127号）第68条の2第1項に規定する国際登録出願に要する本国官庁手数料等を含む。）を含まないものとする。

※日本国内における消費税及び地方消費税は補助対象経費としない。

※補助対象となる中小企業者等が他の事業者と共同で外国特許庁への出願を行う場合には、持ち分比率に応じた額（ただし、補助対象となる中小企業者等が負担した額の範囲内）を補助対象経費とする。

4 補助率及び補助金額

補助対象経費の2分の1以内とし、上限額は、1企業及び1出願ごとにそれぞれ次の金額とする。

(1) 1企業に対する1会計年度内の補助金の総額 300万円

(2) 1出願に対する補助金の総額

① 特許出願 150万円

② 実用新案登録出願、意匠登録出願又は商標登録出願（次に掲げる商標登録出願は除く） 60万円

③ 冒認対策商標 30万円

※補助金額は、審査結果等により申請額を減額して交付決定することがある。

5 申込方法

別紙（様式第1-1、又は様式第1-2）による交付申請書に記入のうえ、必要書類を添付し、下記窓口に持参又は郵送等により提出するものとする。

6 募集期間

平成30年5月24日（木）から6月29日（金）午後5時まで

7 選考方法と選考基準

当センターに設置する選考委員会において、次に掲げる事項を基準として、書面又は事業者のプレゼンテーション等の方法で審査を行う。

(1) 先行技術調査等の結果からみて外国での権利取得の可能性が明らかに否

定されないと判断される出願であること。

(2) 次のいずれかに該当する中小企業者等であること。

- ① 補助を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画している中小企業者等。
 - ② 助成を希望する商標登録出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有している中小企業者等。
- (3) 産業財産権に係る外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること。
- (4) その他、センターが別に定める審査基準。

8 選考結果の通知

選定の結果については、文書により通知する。

9 事業期間

交付決定日～補助事業化完了した時点から30日以内か平成31年1月4日(金)午後5時までのいずれか早い方

※上記期限までに事業を終了し、すべての書類に日本語訳した第三者が見て明確に分かる書類、支出経費の積算根拠資料を添付した上で、別紙(様式第6)による実績報告書をセンターに提出すること。また、補助金の額の確定後、支払いを受けようとするときは、別紙(様式第7)による精算(概算)払請求書をセンターに提出すること。(不備がある場合は助成対象外となる場合がある。)

10 査定結果の報告

補助事業者は、補助事業により行った外国特許庁への出願について、センターの承認を受けないで、自ら放棄又は取下げ等を行わないものとし、補助事業により行った全ての外国特許庁への出願について査定結果を受領するまで、毎年3月末現在の状況を5末日までに、様式第9により査定状況をセンターに報告しなければならない。

11 注意事項

- (1) 経済産業省が制定する中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領(中小企業等外国出願支援事業)に基づき事業を実施し、別紙添付の様式により書類を提出すること。
- (2) 採択された場合、事業者の名称、所在地、出願種別及び交付決定金額について外部公表する。

12 申込・問合せ先

公益財団法人高知県産業振興センター 経営支援部 経営支援課
(担当：高橋、小松)

〒781-5101 高知市布師田3992-2 高知県中小企業会館2階

電話：088-845-6600 FAX：088-846-2556

E-Mail info@joho-kochi.or.jp